

機動隊による虐殺の事実をあばく

# 弾 効

許すな！ 時効

あばけ！ 権力犯罪

糟谷孝幸君虐殺事件告発を推進する会

## 糟谷 孝幸君のことば



1948年8月8日 兵庫県加古川市で生れる  
加古川市高砂市組合立宝田中学卒 兵庫県立加古川東高校卒  
1968年4月 岡山大学法文学部法科入学  
遺族（父光男さん、母孝江さん）は兵庫県加古川市米田町船元に居住

情況の中で苦悩する

己自身を見つめる時程

むなしものはない。

自己保身にのみすがりついて

閉塞状態におちいつている。

我々にとってではなく

僕にとっての「未来」は何であるのか、

我々にとっての「未来」は

我々の後に続いてくれる

「誰か」があるということなのか。

10・21の大阪は

静かな葬式行列ではなかつたのか。

参加したもの、あるいは

秘かに期待を寄せていたものの

全てを——裏切つた。

消耗しない方がおかしいではないか。

僕は——政治的人間になる——ことはできない。

でも、僕を含めて消耗した人達を  
その苦惱から救つてやるには

ぜひ、11・13に

何か佐藤訪米阻止に向けての  
起爆剤が必要なのだ。

犠牲になれというのか。

犠牲ではないのだ。

それが、僕が人間として  
生きることが可能な唯一の道なのだ。

抑圧する者——全てに——災いあれ!!

告発そして付審判闘争の経過概略

糟谷君は確実に虐殺された

真相究明を恐れ、策動し続けた大阪府警

付審判の当事者公開は当然だ！

糟谷 資料	六年間の軌跡	33	18
資料 告 発 状	.....	27	13
資料 不起訴裁定書・要旨	.....	21	4

## 告発そして付審判斗争の経過概略

糟谷孝幸君（当時二才岡山大生）が権力に虐殺されて六年の歳月が過ぎようとしています。糟谷君は一九六九年十一月十三日佐藤訪米実力阻止闘争に決起し大阪府警機動隊らの警棒、橋等の乱打乱撃によって大阪扇町公園南側路上に倒され、翌二四日午後九時行岡病院で絶命しました。

私たちちは糟谷君虐殺に対する弾劾の闘いを以来六年間、告発・付審請求を主なる戦

場としながらやりぬいてきました。ところがこの間検察庁の捜査サボタージュ・大阪府警の非道卑劣な妨害攻撃にあり、実にその過半を空費させられ、未だ大阪地裁において付審判審理の結着をつけるに至っていません。そのことが今重大な事態をひきおこしています。私たちのは虐殺犯人として荒木幸男ら三警官を告発した「特別公務員暴行陵虐致死罪」は「傷害致死罪」に準じ、事件発生以来七年の期間の経過をもって「時効」が完成することになっています（刑

訴法二五〇条）。つまり来年十一月十三日で「時効」となるわけです。

又一方、付審判審理も四回を終えよいよ上最終局面を迎えるました。

ここに改めて闘いの経過と現局面を訴え、最後の最後までの力強き物心両面の御援助

・御支援のお願いとするものです。

### 告発以来の経過

私たちが三警官を九十一名で告発したのが一九六九年十一月十四日。一九七一年九月大阪地方検察庁の不起訴処分に対しても大阪地裁に付審判を請求し、併せて「審理の公開」を要求しました。

これに対し大阪地裁第十刑事部（現第八

裁判所）は、付審判制度の趣旨にそい「当事者公開」で審理を行つて決めました。だがけれども審理が「当事者公開」によって行われることにより、自らの権力犯罪が公がある時、事件を裁判所の審判に付することを請求することができる制度です。裁判

### 付審判と当事者公開

付審判請求とは、刑事訴訟法第一六二条ノ二六九条の規定で、公務員の職務乱用罪について告訴（本人、家族、告発（第三者）した者が検察庁のなしの不起訴処分に不服がある時、事件を裁判所の審判に付するこ

所が理由ありとして付審判決定した時は、

公訴（起訴）の提起があったとみなすとい

う手続で「準起訴手続」ともいわれており、

戦後検察審査会制度と共に、検察庁による

不当な不起訴処分に対する被害者救済措置

として、新しく制定されました。

ところがこの制度に関する刑訴法上の規

定は少なく、運用については諸説に分かれています。審理の方式については、非公開

・当事者公開・一般公開があり、制度制定の趣旨に反してこれまでほんの数例を除いて非公開で行われ、その結果「棄却」が圧倒的でした。

当事者公開方式とは、当事者たる付審判請求人に①検察官捜査記録の閲覧・聴写②それ以来の新たな証拠の申請③審理への立会・尋問がそれぞれ認められた方式のことです。

本件については③についてのみ「請求人のうち弁護士である請求人八名に立会い及び質問を許す。但し右八名のうち二名は弁護士でない請求人をもってかえることがであります。が、弁護士でない請求人には質問を許さるが、弁護士でない請求人には質問を許さない」との限定が付されています。

共に闘った一一・一三大阪扇町闘争被告団に対する裁判で明るみに出たのです。弁護側からの証人申請に対して、出廷拒否・証言拒否と逃亡を企てた糟谷君逮捕警官荒木幸男の口を遂に割らせたのです。（一九七四・一・三一）。

糟谷君が荒木はじめ三人の機動隊員に逮捕された時、「奪還するため三人に襲いかかったデモ隊の鉄板棒が糟谷君の頭に当った」とするデマは荒木証言で粉碎されました。（糟谷君を組み伏せた荒木ら大男三警官の警棒・楯とも鉄板棒は接触しなかったとの一言です。

そして荒木の警棒には糟谷君の同型のA型血痕が付着していたという事実／が証言されました。

更に加えて糟谷君の遺体に刻みこまれた無数の骨折皮下出血は、その時何が行われたかをくっきりと示しているではありませんか。

左側頭部一頭皮小機創・骨折。頭頂部一皮下出血・骨折。顔部一脣部・鼻根部皮下出血。右手一右腕伸側（外側）一三ヵ所の皮下出血。両足一五ヵ所の皮下出血。

さない」との限定が付されています。

### 松倉鑑定を再鑑定

大阪府警の二年に及ぶ攻撃は相当裁判官の転任（児島裁判長→松井薰裁判長）・審理方式の若干の後退を余儀なくさせました。けれども「当事者公開」方式の維持によって審理における真相究明が果しうると考え、審理に臨むことにしました。

昨年第一回六月十四日には糟谷君を最初に診断した警察官K、医師O。第二回は糟谷君の開頭手術を執刀した岡病院松木醫師への尋問を行いました。そして「昨年十二月一七日と昨年の三月一八日には、糟谷君の遺体を司法解剖し、その後全く警察側の立場に立った鑑定書を作成した松倉豊治元阪大教授に対する尋問を行つたのです。

如何なる審理が行われ、いかほど真相が明らかされたのかは「一般公開はいつでもなく（本請求事件以外）の目的のために絶対に使用しないこと」「右いづれの場合においても、事実の取調は一般にはこれを公開しない」という限定上ここに報告すること

窺明されたのかは「一般公開はいつでもなく（本請求事件以外）の目的のために絶対に使用しないこと」「右いづれの場合においても、事実の取調は一般にはこれを公開しない」という限定上ここに報告すること

とは残念ながらできません。ただ、請求人の証人申請によって、四回に亘る審理が行われ請求人たる弁護士・弁護士でない請求人が立会い、鋭く質問したことははつきりしています。その結果 検察官の不起訴処分の唯一といつていはどの根拠たる松倉鑑定書を、再鑑定においても成功しました。そしてつい先程再鑑定結果が出されたのです。

### 警官荒木の警棒に 同型の血痕

検察官は真相をおおいからくし「デモ隊の所持していた鉄板棒が糟谷君の頭に当り死亡した」とデマをねつ造・宣伝してきました。だがどうぞ、六年に及ぶ闘いの中で、このデマはその大ウソぶりが明らかとなつたのです。

医学的に「デモ隊犯人説」を支えていた松倉鑑定は裁判所すら「信用できない」と再鑑定に追いこまれました。

現場情況的には強かつ大なる証拠をひきだすことには成功しました。これは糟谷君と

これらの傷が「（鉄板棒が）横さまに一回用作」して死に至つたとする松倉鑑定は、しろうと目でもそのデタラメさが明らかであつた。

皆さん、私たちはこれまでの六年間大阪府警・検察官そして最高裁まで加わった悪らつながる攻撃を何とかはねのけ、やつとやつと大詰めをひきよせつあります。

審理は大詰めです。しかも「時効」を前にして権力犯罪を闇から闇へ葬る為の権力の攻撃を許さず、何としても「付審判決定」をかちとるべく最後の力をつくしたいと思います。カンペをはじめとする力強い御支援を最後までよろしくお願いします。

# 糟谷君は確実に虐殺された

## 1.はじめに

一 被告は二四人ではないはずだ

次に掲げる原稿は、糟谷孝幸君と共に一九六九年十一月十三日佐藤首相訪米実力阻止大阪扇町闘争に決起し権力に逮捕された二四被告の公判闘争における最終弁論の一節です。

本稿は、本事件当時の政治状況と本件行為の政治的正当性、二、警察機動隊のデモ弾圧の実態と本件闘争手段の評価、三、本件における警察機動隊の過剰警備と本件実力闘争の評価（以上松本健男弁護士執筆）、四、本事件の背景と機動隊の役割（仲田隆明弁護士執筆）、五、糟谷孝幸君の死に象徴される警察の過剰・違法警備について（藤田一良弁護士執筆）の内亘について若干誤りを訂正し、図面を加え、小見出しつけを編集部の責任において行なったものです。

諸説を故意に報道機関を通じて市民にふりまきはじめた。

「被疑者（糟谷君）を逮捕したとき学生風の数人が火炎ビンや鉄棒を持って被疑者を奪回しようとして攻撃して来た。」

その際に倒れている被疑者に火炎ビンが当つたが、被疑者が逃げる際、何かにぶつかって自分で倒れたと言つて状況があり……」（浅沼府警本部長談）一月一五日神戸新聞（朝刊）とか、「糟谷君を逮捕したとき、そばにいた学生四、五名が鉄パイプを振りかざし、警官たちに襲いかかり、火炎ビンを投げた」と聞いている（鈴木警備部長談前同日サンケイ朝刊）等々のいわゆる火炎ビン説・転倒説・鉄パイプ説の発表がそれである。

荒木らが暴行を否定しているから、デモ隊の同志討ち……：

そして、このように各説を変転したのち、大阪府警は糟谷君死亡に関する捜査の結果として、つぎの如き結論に達したとしてこ

本件公判では、被告人とされた二四人の

2.糟谷君の死因に関する警察の発表は種々変転した。

共に元気に公判闘争を闘い抜いたであろう

一人の青年、それは言うまでもなく一九六九年一月一三日の機動隊員らに集中的に暴行を受け、その結果前述洋々たる人生を不慮の死によって中絶させられた糟谷孝幸君についての思念が本件公判の全過程を通じてわれわれの心を去ることはなかった。

ここに糟谷君の死が、その一つの象徴として端的に示した当夜の警察側の過剰・違法な警備・規制の状況を明らかにして、これら事実を充分に考慮しない今まで、被告人に対する裁判が下されたならば、それは極めて公平を欠く不当なものになるであろうことを序じめ指摘して裁判所の注意を促しておく次第である。

「警棒使用は当然」と府警警備部長

一月一三日の夜、鈴木貞敏警備部長は

行岡病院に同君が収容された時点（死に至つていな）で「けがの原因は調べてみないとわからないが、かりに警棒によるものだとしても、火炎ビンを使って警察官を襲う相手を制圧するため警棒を使ったのだら当然だ」と警棒による殴打を暗に認めながら開き直った談話を発表している（共同通信）。ところが一月一四日午後九時、同君の死が明らかになるや、大阪府警は「逮捕したときの状況から警官が警棒を使用した結果によるものではない」（浅沼府警本部長）との見解をとりはじめ、自

からの責任を回避するため虚偽の変転する

「糟谷君の死」原因は、「混乱による路面衝突説、火炎ビン説は捜査から除かれ『警官の警棒・防禦のタテによる打撃』と『デモ隊の鉄棒・鉄板による打撃』の二つにしました。捜査本部は糟谷君を逮捕した時の状況として、荒木巡査ら三警官が同君の右側頭部を下にして路上にねじ伏せたさい、赤松巡査はタテ（警棒は抜いていない）杉山荒木両巡査は警棒を抜いて糟谷君の逮捕を妨害しようとして鉄棒・鉄板をふりまわしていたデモ隊の数人に応戦するのに精一杯だった」と説明している。捜査本部はこの状況から警官が糟谷君に警棒・タテで暴行を加えたと言う事実を認定できないとした。（昭和四五年一月二七日毎日朝刊）

3.大阪府警の守り神——松倉鑑定書とは

松倉教授の鑑定書は前記新聞およびそれに基づく本件公判庭における佐藤公造証人の証言によれば、要約はつきのとおりである。

糟谷君の死因は「頭部打撲で硬膜外にできた血腫で脳の圧迫が起り、また各所の出血、脳腫脹、脳挫傷により脳中枢機能に障害が起り、死亡した」と述べている。そして脳機能障害の原因となつた頭蓋内血腫や脳表面の損傷は(1)左側頭部前部の挫傷（図のA）(2)左側頭骨上部（図のB）および頭頂骨下部（図のC）の骨折が合わさて起こつたとしており、この二つの傷は「幅のある打撃面をもち、しかも角のある堅い鉄体が左側部頭頂部を中心と作用した」と推定するのが妥当である」とし、しかも「一回の打撃作用で両方の傷が同時に生ずることも可能である。」

右の松倉鑑定に言う「平たんな打撃面があり、かつ角がある鉄体とはデモ隊が使用した長さ一・三メートルで、三・二センチ

×○・六センチの切断面を持つ鉄板棒を示唆するものであるとして、捜査本部が同士討説をとったとされているのである。

しかし、右の結論の根拠となつた松倉教授の鑑定書なるものは、医学的見地からは全く妥当性を欠き、眞実を歪曲隠蔽して警備当局に迎合した不公正なものであることが、佐藤証言によつて明らかになった。

#### 4. 大ウソ節一松倉鑑定を斬る

『佐藤証人は、当時京都大学医学部脳神経外科勤務の専門医として、糟谷君の司法解剖に立合い、その経過を直接注意深く觀察した結果、これを医学的に分析して、極めて客観的かつ納得的な証言をなしたものであり、その証言内容は、前記の松倉鑑定の問題性をあますところなく剥抉した。』

##### 糟谷君の遺体に刻みこまれた無数の傷に目をそむけ

すなわち、松倉鑑定は、

- 死因となつた左側頭部の挫傷、(図A) 左側頭骨上部(B) よび頭頂骨下部の骨切(C) を、糟谷君の全身に残された他の数多い傷から恣意的に分離・独立させて、これらの傷のみから凶器を推定しているが、これは明らかに不当である。

「JJK」へ稀な場合を想定し

##### 「角棱のある平べったい物体」の根拠はどこにもなし

頭部の打撃のみをとつてみても、前述のとおり死因とされている傷のはか、鼻根部皮下出血(F)、頭頂部皮下出血(D)、頭頂冠状縫合離開(骨折-E)等による皮下出血などの損傷があり、佐頭証人はこれらを現認し、又松倉教授にも解剖時にその存在を確認しているところであるが、少くとも身体各部の打撲は転倒して生じるものではなく、警官による逮捕時の集中的なリンチの酷さを物語る痕跡であることは、誰の目にも明らかである。

とくに右手、右腕の打撲による皮下出血は伸側(外側)のみにあり、しかも手関節を中心とする部分に最も多く、これ

は警官の暴行を防ごうとした際に生じたものと考えるのが常識的であるのにもかかわらず、死因となつた骨折等のみをとつて他の傷と無関係に取出して凶器を推定している。

ではなかといふ、高度の蓋然性を有する推定について全く考慮していないことは、現場でデモ隊が所持していた鉄板棒による打撃が同君に死をもたらしたということを、無理に結論づけるための強度のこじつけしか考えられない。

2. 致命的な打撃が加えられたとされる左側頭部には表面前部に長さ一・二センチ(2)左側頭骨上部(B) 及び頭頂骨下部の骨折(C) の各傷が、一回の打撃作用で同時に生じることが可能であると記載して、單にごく稀に起るかもしれない可能性のみをとりあげて、死因となつた前記各傷について、通常考へられる、各傷は

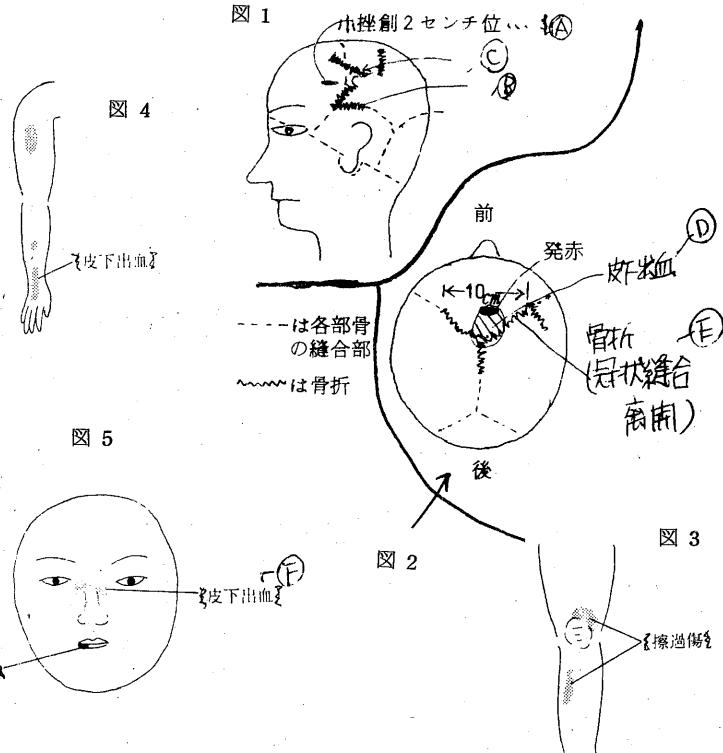


図 1

図 5

図 2

鉄板棒が児器でないことの明白な証拠である。なお頭部には右の傷以外にも鉄板棒であると考えられる傷はなんら存在しないことは前述のとおりである。

また前述のような身体の全所見によつても、児器が松倉教授のいう角錐のある、また平べったく巾がある物体であるを根拠はどこからも出てこないにかかわらず、敢えてこのような結論となつてゐるのは理解できないところである。

### 死に至らしめた凶器、どう考えれば科学的なのか

3. 横谷君の左側頭部の小さな挫傷（A）は、どのような所にぶつつけても起ころ得るような傷であり、警察の発表のようにデモ隊の鉄板棒による受傷であることと特定するに足る表徴が何らないことと前述のとおりである。

また骨折に関していえば、頭部には左側頭部の頭蓋骨折（B・C）と頭頂部の冠状縫合離開（C）との延長線上に骨折があるが、此の骨折が松倉鑑定の言う

りしながら鉄板棒を振つてこれに抵抗していたが逃げ遅れた横谷君がデモ隊の中に戻らざとした際、デモ隊の鉄板棒によって打撃を受けて負傷したと言つ、いわゆる「逃げ遅れ説」と、横谷君が荒木・杉山・赤松の三警官によつて逮捕されようとしたとき、数名からなるデモ隊員がこの逮捕行為を妨害しようとして鉄板棒を振るいながら襲撃して来たが、それらの者の鉄板棒が誤まって横谷君の頭に当つて受傷したといふ、いわゆる「奪還部隊説」の二つである。以下これらの各説明がいかに虚偽であるかを述べる。

### 「逃げ遅れ」説について

「逃げ遅れ説」について言えよ、これに副う証言は荒木証人が横谷君を他の二警官と共に検挙のため追いかけた際、道路中央付近で同君が「ふらふらとして後ろへのけぞるようになった」との証言のみである。そして横谷君がその様になつた瞬間に三警官が逮捕したと言うのである。しかし機動隊が検挙のため待機していた歩道上から

よう。一回の打撃で起ることとするならば、その可能性は頭部が固定された状態で左側頭部から打撃を受けた場合が考えられるだけである。  
もし頭部が可動性のある場合（横谷君が立つたままの状態で殴られた場合など）は頭部が打撃によって反対側に動くため、その衝撃が吸収されて縫合離開と言う骨折は起り得ないことは確実であり、このことは佐藤証人が昭和四五年三月下旬、松倉教授と話したがなんら右の考え方を変更するに足るだけの説明は得られない。従つてこの点からもデモ隊との同士討は誤まりであることは明らかである。

佐藤証人は以上のとおり松倉鑑定がいかに不合理かつとうてい医学的批判に堪え得るものでないことを具体的に指摘したのち、横谷君を死に至らしめた傷は「棒状のもので頭頂部および左側頭部を複数回（二回以上）殴打されたものか（2）右の殴打と左側頭部を地面へ打ちつけたものとの複合による」のが、いづれかによると考えるのが妥当で

以上的のように横谷君の死が警察側の発表によつてデモ隊の同士討によるものでは断じてあり得ないことが同君の司法解剖に立ち合つた佐藤医師の証言によって明らかにされたわけであるが、つぎに当夜のデモ隊と警官隊との衝突の具体的実状、並びに本法廷で明らかにされた横谷君の逮捕の状況にてらしても同君の死はデモ隊の同士討にあるものではなく、警官の暴行によつてもたらされたものであることを論証する。

警察側から流された同士討説には、二つ

の可能性が言われている。その一つは、機動隊が制圧行動に出た際、デモ隊が後ずさ

### 直視すれば

しかも横谷君の死体になんら鉄板棒による受傷を積極的に物語る痕跡が残されていないと云う医学的な所見はしばらくおくとしても、同君の頭部に加えられた数回の打撃による傷と、全身にわたる多数の傷の存在が、荒木証言に云う瞬間的な「のけぞり」の際の受傷と考え得る可能性を全く拒否しているのである。

また、二警官によつて逮捕されようとした際の同君の行動は、荒木証言によれば、「なにをする」と手を左右に振つていた。あまり暴れるので、わたしが逆をとるようになつたら両膝をつくよにして腹ばいになつたわけです。」

赤松巡査の大柄を足で強く蹴つてしまつた等々。直前に致命傷を受けた人物の行動としては、全くあり得ない、余りに元気な姿が描き出されているのであり、いづれにしても「逃げ遅れ説」が全くの虚偽であることは余りにも明白と言わなければならぬ。

致命傷受傷直後強く抵抗した……

### 「奪還部隊との接触について

ある。そしてその児器の推定に当つてはすでに述べた如く、身体に加わつたすべての傷害との関係において総合的に判断しなければならないことは言つまでもなく、松倉鑑定は此の点においても、方法論としても初步的な誤まりを冒してゐる。

児器は全状況からみて警棒又は大柄と推定するばかり得ないと結論したのである。

### 5. 当時の現場情況を

「奪還部隊説」も、本公判庭で明らかになつた糟谷君逮捕の具体的状況からみてあり得ないところである。糟谷君の全身には、頭部のほかにも上・下肢に数多くの傷が残っているが、逮捕警官らの当夜の服装（安三号）と糟谷君の白っぽい着衣との違いは夜目にも明らかであり、数名の奪還部隊ばかりに実際あったとしても、逮捕警官と間違えて糟谷君の全身をこれほどまでに数多く乱打することがあるとはとうてい考えられないところである。またそのような奪還部隊そのものがなかつたことは、前述のM氏証言のとおりである。

奪還部隊があつたとする荒木証人の証言においてさえも、同証人ら逮捕二警官は、うつ伏せに押えつけた糟谷君の尻の火を消してから、「その男（糟谷君）を立てようとしたときにぱっと見たら五・六人の鉄棒を振りまわして来た集団がおつたわけです」として同人は「危いと思って警棒を抜いたわけです。」（警棒を）上に構えただとき、後ろの方から警察部隊が来たわけです。」そして弁護人の「あなたの警棒とその人ら

### 大男の三警官が糟谷君をねじ伏せている所へ

更にその時の各人の位置関係について、

荒木証人は、「そのとき、赤松巡査が大柄でかばうようにしてくれたので、赤松が五六人の学生と一緒にいました。」「その男（糟谷君）をさむるように、私と杉山はさむような格好になつてました。」「私は中腰で男の腕を持っていました。」「糟谷君はうつ伏せになつていたように記憶します。」とそれぞれ証言しているが、右の状況からみても、うつ伏せになり、その周辺に大柄を立てた赤松巡査を含む三警官がとり囲んでいる糟谷君の側頭部を、奪還部隊の鉄板棒が強打する可能性など全くあり得ないことは明白と言わなければならぬ。

（五・六人）の鉄棒が触れ合つていうことはなかつたですね。」との質問に対しても「はい。」と答えて、荒木証人と奪還部隊との接觸がなかつたことを認めているのである

が成立しないことは明白である。

（五・六人）の鉄棒が触れ合つていうことはなかつたですね。」との質問に対しても「はい。」と答えて、荒木証人と奪還部隊との接觸がなかつたことを認めているのであるが、その後の方から警察部隊が応援にかけつけたようです。」そうするとすぐ「襲撃部隊は後ろに下つたようです。」と、奪還部隊の攻撃なるものが極めて瞬時である旨証言するのであるから、なおさら「奪還部隊説」が成立しないことは明白である。

### 6. 逮捕警官荒木の警棒に糟谷君と同型の血痕が附着

荒木証人の証言によれば、同人が糟谷君の身体の異常に気がついたのは、曾根崎署へ連行しようとする途中、手前約一〇〇メートルくらいのところであり、「左の額あたりから目の下あたりにかけて血が流れおつたようです」とのことである。しかしながら、糟谷君と相前後して、同君と同じく扇町公園前道路で逮捕され、糟谷君より少し前に関西電力前の歩道上に連れて来られたM証人は、連れて来られた糟谷君を「一目見て、ぼくはびっくりしたんですけど顔中血だらけで頭から血を流していたのです。」と証言しているの

である。糟谷君の頭部の外傷は左側頭前部の挫傷であるが、頭部の挫傷は多量の出血を伴つのが通常であるので、この証言は極めて合理的で信用できるものと言わなければならない。もし荒木証人の言うように、

曾根崎署の手前一〇〇メートルの所で出血に気がつくことであれば、糟谷君の受傷は同君の身柄が完全に警官によって確保された後（歩道に連れて来られたのち）の暴行によるものになるのである。荒木証人は自分が糟谷君に対し逮捕時に暴行を加え同君を死に至らしめたのであることを充分意識しているので、自分らが加えた傷による同君の出血からつとめて目をそらそよとするの余り、前述のことき不自然かつ悖理的な証言をなしたのである。弁護人の尋問に対し遂に自分の警棒に糟谷君のそれと同型のA型の血痕が附着していることを認めざるを得なくなつた荒木証人（当夜以前に警棒に血痕が附着する原因となるような出来事はないことを自認している）こそ、糟谷君を死に至らしめた者たちの一

なければならぬ。しかもその血痕の附着場所が警棒握部であることは、その血がふき忘れられたものであることを示すのに十分である。

### 7. 違法殺人行為を犯したのが警察官なる権力によって庇護され、真相究明への妨害が許されるのか。

以上述べたとおり、糟谷君の死によって端的に示されたように、本件当夜現場での警察の違法警備の事実は明らかである。し

かるに本公判庭においても明らかにされたように同君の殺害の真犯人である蓋然性の極めて高い逮捕警官らが関係者によって告発を受けたが、これに対する検察官らの取調べは、荒木証人の証言によって見られるように、極めておぞなりなものであると言わなければならぬ。しかしそのような「取調べ」の結果同人は嫌疑不十分として不起訴処分にされたのである。告発人らは昭和六年九月八日右事件を大阪地方裁判所に付審判請求したが、右付審判請求の第一

人である蓋然性は極めて高度であると言わ

しかも、「警棒をかまえると同時にすぐに倒した糟谷君は急拠行岡病院へ搬入されたのであるが、ベッドに横たえられた同君の混濁した意識が次第に暗黒の死の世界へと溶暗していくとき、彼の心がなにを思い、

彼の最後の意識が何を意識したのか知り得る由もないが、被告人諸君の中に彼の死はなにか熱く重いものを確實に残したこととは間違いないものと思われる。

『平和のしたでも血がながされ  
死者はいまも声なき声をあげて消える  
かつてたれからも保護されずに生きてきたきみたちとわだしがちがつた瞬ちがつた空に約束してはならぬ』

吉本隆明「死の国の世代へ」

## 真相究明を恐れ、策動し続けた大阪府警

### — 真相究明のための付審判審理方式 II 「当事者公開」ぶつぶし攻撃 — 審理の進行を妨害し「時効」で権力犯罪を闇に葬ろうと画策

私たちがなした告発は検察庁に対し、そして付審判は裁判所に対してなした権力犯研究・糾弾の斗いであった。権力を直接相手どった戦であるが故にその斗いの困難さ、権力の壁の厚さは当初より予測されはした。しかしさく私たちが頭頭蛇尾に終らせることがなくしつこく権力犯罪

糾弾の斗いを現行法の積極的活用によって進めていた時、当初の漠たる予測は、次第に姿形をとり、その醜悪さをもろに現わしてきたのだった。  
それは付審判の審理方式「当事者公開」に対して仕掛けってきた大阪府警の対応で明らかとなつた。私たちが告発をなした時、大阪府警はタカをくくっていたに相違ない。

告発なんて検察庁が「不起訴処分」にしてくれるのは絶対確実だ、裁判所に付審判請求したって「請求棄却」になるのはほぼ間違いない、と。

戦後付審判請求制度制定以降の実態をみれば、大阪府警がそう思いこむのも無理からぬところなのであった。  
ところが、ところがである。私たちの執念深い働きかけによって糟谷事件担当部の判長は審理を「当事者公開」で行なうと発表。付審判請求団は一ヶ月を費やして四〇数cmにも及ぶ捜査記録を謄写し終え、請求人側立証のため粘り強く請求人会議を行なつた。そして請求人側の証人申請が認められ、第一回審理も五月二六日と決定した。四月中に全ての準備を完了し、あとは審理を待つのみ、となつていたのだが……。

大阪府警によつては正に青天のヘキレキであった。それ故、昼夜からガバッとはねおき醜悪な本性をむきだしにして裁判所に

大阪府警のドス黒い企み  
裁判官忌避を申し立てる  
当時、大阪地裁には糟谷君事件をはじめ

として五件の付審判事件が係属中であった。

その中で北田さん事件担当の刑事七部石松竹雄裁判長も児島決定とほぼ時を同じくして「当事者公開」方式を決定していた。

五月一三日、大阪府警は「当事者公開」審理方式をとった地裁判事七部及び十部計六名の裁判官の忌避申立てを発表した。

当事者とは被疑者即ち一介の警察官又は代理人たる弁護士のはずだが大阪府警が前面にたって公然と攻撃をしかけてきたのである。つまり、同じく当事者公開方式を決定しているとにいえ全く別々の両事件について、当事者ではない大阪府警本部が二刑事部への忌避申立てを、同じ日同じ理由で一括して行ったのだ。おまけに記者会見で発表したのである。その日は「当事者公開」方式の決定があつてからすでに四ヶ月も経過しており、初審理を糟谷君事件は三日後に、北田さん事件は七日後に控えた日であった。

加えて、警察官による人権じゅうりん事件の捜査任務をもつ監察室の責任者たる三島さんは「これでは予断に基く不公平なものである。そして裁判所は司法機関であつて検査官は放棄するが故に、さらに裁判所に対してやりなおしを行なうことができる制度である。それは検察官という機關による捜査では「同類意識」によって熱心な付審判制度とは、権力による人権じゅうりん事件を根絶せんとして設けられた裁判手続きである。それは検察官という機關に

を主張しているのである。

付審判の目的と府警のいい分

この大阪府警の忌避申立てにより審理は五月一六日、二九日の両日とも無期限延期となつたが、忌避については六月五日、地裁によつて却下された。府警は高音どおり、六月八日大阪高裁へ即時抗告申立。そしてこれは七月一八日に大高裁却下。府警は同月二十四日、最高裁へ特別抗告と、府警の攻撃はとどまるところを知らなかつたのであらう。

そして闘いの結果は暑い夏をはさみ、十一月一六日、最高裁決定をもつて棄却された。がしかし……。

最高裁「当事者公開は違法」との判断！ 請求人を排除し、密室で審理せよ！」

それ故、今回の児島決定は当たり前であり、最低限ギリギリであるのだ。

大阪府警の言い分はどうだ。「請求人に

になるとの判断で、忌避申立てをした。認められない場合最高裁まで争つつもりである」と審理妨害に並々ならぬ決意を披露している。そして、府警本部長前田某（当時は「当事者の警察官や弁護士の忌避申立てを承認した」と語り、府警が全面バックアップした、付審判ブッ潰し攻撃をしかけてきたのである。

### 児島・石松決定の意味

一九六〇年以降は、権力犯罪は明るみに出され裁判されることすらなかつたのであった。正に付審判とは何であったのかを疑わざるをえない時代が続いていた。児島決定はその流れをうち破つてなされた「当事者公開」であり、大阪地裁においては十数年ぶりの復権であった。そして石松決定が出来ることによって「当事者公開」の流れが大阪地裁をおおつかみえたのだ。

大阪府警は児島・石松決定が「大阪地裁方式」として定着してしまつことを恐れ、焦ったのだ。それ故、大阪府警は前述のよう

な大がかりな忌避申立て攻撃をかけてきたの

大判府警は忌避申立てをこうも述べている。「当事者公開の審理方式は被疑者（警察官）の人権、名譽を侵害する」「不公平な裁判をする恐れがある」「付審判制度は捜査の性格をもつ、捜査は密行性が原則」と。府警は、請求人側のみ公開されているので不公平だと文句を言つてゐる。しかし次に府警の手前勝手な法律論議たることを示す一例をかかげる。忌避申立ての根拠としては付審判の裁判の性格をあげておき、一方では付審判の捜査的性格から捜査の密行合の良い箇所だけを引用してゐるのである。

この大阪府警の忌避申立てにより審理は五月一六日、二九日の両日とも無期限延期となつたが、忌避については六月五日、地裁によつて却下された。府警は高音どおり、六月八日大阪高裁へ即時抗告申立。そしてこれは七月一八日に大高裁却下。府警は同月二十四日、最高裁へ特別抗告と、府警の攻撃はとどまるところを知らなかつたのである。

第一小法廷は次の如く言う。

「付審判請求の審理及び裁判において審理の公開……等は法の予定するところではなく、又請求人はなんら手続の進行に関与すべき地位にないのであり、判断資料の収集については……訴訟関係人の書類・証拠物の閲覧・複写・権、証拠申請権、証人尋問における立会権及び尋問権等の規定の適用なし準用がないと解すべきである」「（裁判所の）裁量の許される範囲を逸脱している理由とは異なり、百行をこえる大部なもので、付審判に関する最高裁判決を法体系的に断言している。

要するに、最高裁は付審判請求人には「（記録を見せるな！（審理を）聞かせろな！（証人尋問で）言わせるな！」と言っているのだ。

だ。

府警の狙いは明らかである。忌避申立てを通すためにだけ「最高裁まで争う」のではない。むしろ、最高裁まで争うことによつて児島・石松裁判長を孤立させ、他裁判官をケン制し、「第三の男」を出させないという政治的効果を意図しているのである。

### 手前勝手な府警の理屈

最高裁第一小法廷（糟谷君事件）は「本件付審判審理方式はゆきすぎ」との判断を下し、第二小法廷（北田さん事件）は付審判についての最高裁判決を示した。

**最高裁・児島裁判長に高裁転任命令!** 最高裁は「殺人犯いんとく罪」だ! 大阪府警の謀略に手を貸した!

一月四日に予定されていた折衝は、裁判所の都合で延期された。

そして二月十日、最高裁は児島裁判長に大阪高裁転任の辞令を出し、後任には大阪高裁第一刑務部裁判官の松井薦を任命した。

想い起してみよう。一九六七年博多駅事件付審判を。警察(当時大阪府警本部長前田某)から忌避申立を受けた裁判官に対し最高裁が忌避申立途中で転任を命令したこと。

最高裁は、府警の忌避申立理由を全面的に支持して「付審判は密審審理すべし」との判断を下した。加えて「(忌避)申立人が不公平な裁判がなされるおそれがあるとして本件忌避申立てに及んだことは無理からぬ点なし」としない(第一小法廷)とまで言っていた。

そして今度は、「当事者公開」裁判官に対し職権を発動して転任を命令。

書で中止された。

そして七月六日、証人は『不審』で不出頭。前回予定のKは気分が悪い、と。

#### 証明書

医師 ○

右の者 昭和四十八年七月五日 同

六日の両日、大阪市立中央体育館で行われる大阪府警察柔道大会において救護事務に従事することを証明します。

昭和四十八年七月四日

大阪府警察本部 警務部教養課長

三宅治郎

そして一九七四年三月一三日最高裁第三

小法廷は大阪府警の異議申し立てを棄却、しかし審理方式については判断を示さなかった。しかし同日北田さん事件の異議申し立てについての特別抗告棄却をなした第一

小法廷は「検査記録の閲覧権の取消」を立てるに至ったのである。この結果、北田さん事件の最高裁第一小法廷(北田さん事件)判断を全面採用し「本件に関し、全記録の閲覧

これではもはや「最高裁は司法機関」といえる根拠はどこにもありますまい。「中立」「裁判する」とは全くそっぽではないか。権力犯罪の真実を当事者に公開して、明らかにしようとした裁判官を追放したことだから。

#### またまた、地裁刑事十部

裁判官に転任命令!

四月二〇日の折衝で又驚くべきこと

が発覚した。左陪席裁判官の転任。最高裁は、前年大阪府警から忌避を申立てられた刑事十部の三裁判官のうち一人に転任を命令したのだ。

最高裁は、「当事者公開は違法」しかし

「忌避申立てにはあたらない」とし、大阪府警に「実」を与えていた。しかるに今度の転任命令によって「名」をも与え、警察が忌避を申し立てれば必ず認めることを示し、そして審理日程も六月一九日、七月六日と決定した。そして五月四日には尋問事項書を、五月九日には上申書を提出し、六月四日、先に閲覧を要求した証拠物の一部

る。

「曾根崎署移転作業で疲れたので、六月九日は出廷できない。『疲労性不眠症』の診断書を送ります」と。

六月一九日、審理再開は又もや府警の妨

を閲覧した。このように、日を追って審理への準備は着々と進行し、長く必死の防禦の一年の斗いは、やっと切り抜けられるかに見えたのだったが……。

(注)この間、北田さん事件も「請求人

公開」方式が三月に決定したが、悪辣府警はこれに異議の申立てを行い、審理は再び宙に浮いたままになっていた。

公開 方式が三月に決定したが、悪辣府警はこれに異議の申立てを行い、審理は

第一回、二回審理延期される!

証人K(曾根崎署警官)出廷拒否・疲労性不眠症

証人O(府警勤務医師)不出頭

柔剣道大会の救護

前々日の六月二七日

大阪地裁第十刑事部の電話が一人の男の声を運んできた。送り手は曾根崎署警官K。第一回審理に召喚されている証人である。

「曾根崎署移転作業で疲れたので、六月九日は出廷できない。『疲労性不眠症』の診断書を送ります」と。

六月一九日、審理再開は又もや府警の妨

# 付審判の当事者公開は当然だ！

付審判請求審理結果

弟（警）かばう兄（検）、再審査が必要、  
新刑法で新設された付審判請求制度

この付審判請求制度は、戦前旧憲法下の  
人権じゅうりん事件の処置に対する反省か  
生まれたものである。即ち、旧憲法下で  
は官憲による人権じゅうりん事件が多発し  
た。けれども被害者が訴えたとしても検察  
官は同じ捜査機関の警察官等をなばい捜査  
を十分に行わざよって被害者は泣き寝入  
りせざるをえなかつた。

そこで戦後、新刑事訴訟法制定に当つて  
一九四六年夏の臨時法制調査会及び司法法  
制審議会において大論議された。その結果、  
「刑事訴訟法改正案要綱」の一つとして「  
いわゆる人件じゅうりん事件について検察  
官の不起訴処分の当否の審査を裁判所に求

める途を開くこと」という案が答申された  
のであった。これを新刑事訴訟法に制度化し  
たのが「付審判請求手続」である。

このように、一応制度は設けられた。し  
かしその運用の実態は如何なるものであつ  
たろうか。入手した断片的資料で実態を  
さぐることとする。

▲一九六〇年～六八年の統計▽

告訴・告発された公務員（ほとんど警察  
官） 年平均 六〇〇名  
起訴となつた数 二四名  
四八〇一名

つまり右の十一年間で付審判決定された  
のはたった一件二名!!

又、付審判制度が制定されてから三十年  
になろうとしているが、付審判請求決定さ  
れたのは九件についてのみである。そのう  
ち二件は一九七五年相次いで出されている。  
次に記す。

「仮作つて魂入れず」—付審判制度の三十年  
付審判請求決定（起訴）されたのは九名だけ

事件発生年月日	加害者	状 態	付審判決定年月日 裁判所名	罪 名	そ の 後
1944年7月	札幌警察署 警部補	被疑者を取 調べ中自白強 要のため暴行	1951.6. 29 札幌地裁	特別公務員 暴行致傷	一審は禁錮10月 執行猶予2年の判決。 高裁、最高裁は公訴 時効完成により免訴の 判決
1951年6月	福井県 巡查部長	不当逮捕し 連行・暴行	1972.11. 14 福井地裁	特別公務員 暴行・陵虐 致傷	一審は禁錮5月、執行 猶予2年の判決。高裁 ・最高裁と上告された が一審通り確定
1951年11月	名古屋市 警部補	被疑者取調 中、暴行	1955.4. 20 名古屋地裁	特別公務員 暴行陵虐	一審は証拠不十分で無 罪の判決。控訴したが 高裁も同じ結論で無罪 が確定
1952年12月	岩手県 巡查部長	容疑者を取 調べ中、暴行	1956.8. 27 盛岡地裁	特別公務員 暴行	一審は禁錮8月、執行 猶予2年の判決。高裁 ・最高裁と上告された が一審どおり確定
1955年5月 <熊谷二重犯 人事件>	埼玉県 巡查	被疑者取調 中、暴行	1956.10. 18 浦和地裁	特別公務員 暴行	一審は禁錮10月、執 行猶予2年の判決。高 裁は禁錮3月執行猶予 1年の判決。最高裁も 高裁判決を支持し確定
1961年9月	府中刑務所 看守長	受刑者を暴 行・陵虐	1963.5. 27 東京地裁	特別公務員 暴行・陵虐	一審は無罪の判決、高 裁も支持し確定
1966年10月 <やぐら荘 事件>	仙台 巡查部長	参考人を暴 行・監禁	1968.6. 17 仙台地裁	特別公務員 暴行陵虐・ 傷害	一審は禁錮6月執行猶 予2年の判決。高裁は 罰金1万円（刑法208 条の暴行のみ認めた） を言渡す
1971年9月 15日	水戸警察署 警備課 巡查部長	職務質問中 暴行	1975.4. 28 水戸地裁	特別公務員 陵虐致傷	一審中
1971年1月	大阪天満署 巡查部長	被告入廷妨 害・暴行	1975.7.1 大阪地裁 刑事四部	特別公務員 暴行陵虐・ 致傷	一審中。1975.12.25 第1回公判行わる

年度	処 理 総 数	理 数	請求却下 件数	付 審 判 決 定
1960年	81	81	0	0
1961	58	58	0	0
1962	38	38	1	0
1963	82	81	0	0
1964	2398	2398	0	0
1965	126	126	0	0
1966	302	302	0	0
1967	119	119	1	0
1968	111	110	0	1
1969	906	906	0	0
1970	297	297	0	0
累積数	4518	4516	2	

付審判の魂は  
当事者の関与にある

「大兄て対」裁判所則は「審判

この状況に対し裁判所側は「審判に付する旨の決定がなされる事例が絶えてみられ

当事者又ヰの審理の結果は見えてゐる！

である。(ほんのわずかの例外もあるが)。

## 44年の11.13デモ 糟谷君死亡事件

# 機動隊の暴行を否定

**大阪地検「証拠も嫌疑も不十分」**



告発側  
付審判請求へ

## 二、警官を不起訴

卷之三

## ① 大阪地検、三警官を不起訴処分に

(一九七一·九·八 朝日)

い。そして付審判請求しても、裁判所による審査過程に闊与できるどころか、知らされもせず「請求棄却」。これが付審判制度制定以来二十年間行なわれてきた現実なの

では「魂」とは何か。それは付審判請求制度の制定経過と基本性格に則った公正な手続、審理のやり方である。公務員の職権乱用による人権侵害の根絶を目的とし、「泣き寝入り」に終らないようにとっていたのが付審判請求制度。するために設けられたのが付審判請求制度。その審理方式がどうあるべきかは自明であるにもかかわらず、現実ははどうであつたのか。告訴、告発に対する不起訴処分は「通知」なる一枚の紙キレが届けられるだけ。

附し、格闘戦が不起訴処分にした検査記録だけをいくら裁判所が調べようが結果は最初から判りきっているではないか。

付審判請求制度の制定趣旨は「公務員の職権乱用の根絶」である。それ故に請求人の積極的関与による審理こそ当然である。即ち証拠の申請、それを立証する審理での尋問権、そしてその前提としての審理立会、捜査記録の閲覧書きが付審判請求人に認められねばならない。

「ないのは喜ばしいことである」（一九六〇年）と言っていた。これでは正に何のための付審判請求制度であろう。仏作って魂入れずだったたのである。

では「鬼」とは何か。これはよほど専門的知識がないと理解しづらいが、

こんなやられ方では「請求決定」が皆無に近いのは当然のことである。先の運用実態のカギはここにあったのだ。

11	11	11	11	11	11	11
14	14	14	14	14	14	13
14	16	26	27	12	14	14
同	日	糟谷君死	亡	糟谷君	逮捕	暴行
		告発	（大阪行岡病院、午後九時）	君	警官を九一名で検察官に告発	を受け逮捕される（大阪扇町）曾根崎
員会館）		毎日新聞朝刊「糟谷君の死因についての松倉鑑定書」をスクープ報道		同	糟谷君虐殺抗議中央人民葬（日比谷公園）	四号
		告発団、検察官に捜査促進の申し入れ		日		
11	11	11	11	11	11	11
14	14	14	14	14	14	13
14	16	26	27	12	14	14
同	日	糟谷君死	亡	糟谷君	逮捕	暴行
		告発	（大阪行岡病院、午後九時）	君	警官を九一名で検察官に告発	を受け逮捕される（大阪扇町）曾根崎
員会館）		毎日新聞朝刊「糟谷君の死因についての松倉鑑定書」をスクープ報道		同	糟谷君虐殺抗議中央人民葬（日比谷公園）	四号

②大阪地裁（児島裁判長）付審判審理における当事者公開を決定する

(一九七)

卷之三

付審判事例の審理公開

## 請求人側の要求通る

## 大阪地裁岡大生死亡事件で

「秘密審理」の不信任へ  
→地裁第三刑事部に係属／北田さん事件  
5.23 大阪府警 担当裁判官の逃避を申立て

6 · 14	高裁へ請求人意見書を提出
6 · 22	高裁へ意見補充書を提出
7 · 1	横谷君虐殺彈劾・已避申し立て・糾弾兵庫 集会（神戸労働会館）
7 · 3	大阪弁護士会「当事事務公開は当然」と付 審判請求の審理方式に関して見解発表
7 · 17	大阪高裁第四刑事部、即時抗告を棄却
7 · 24	大阪府警、特別抗告を申し立て—第一小 法廷に係属
8 · 1	「権力を告発する大集会」主催・告発・ 告発闘争連絡会（全港湾建設支部西成分 会・同志社大2·1無差別連行告訴告発 久留島氏への出廷妨害實行・横谷君虐殺

1

12	11
16	13
最高裁第一小法廷、忌避申し立てを棄却	糟谷君虐殺弾劾・府警の忌避申し立て糾
／北田さん事件の忌避申し立て特別抗告	彈子モ行動
も同日最高裁第三小法廷が棄却	
地裁、請求人との折衝を要請→1・24と	
決定	

12・3 精谷春虎殺抗議二周年集会  
について

1・17 地裁第十刑事部「審理の当事者公開」を示す

1 . 26 全捜査記録の謄写を開始  
1 . 22 地裁と折衝

5.2審理期日決定 5/26・29  
4.2北表と折衝

尋問証人決定 ①K警察官 ②O医師

5・23 大阪府警、担当裁判官の忌避を申し立て  
→也哉第三(刑事部と系属) 北田さん再牛

担当の第七刑事部に対しても  
第一回審理中止！

6 . 3 地裁へ請求人意見書を提出

6・8 増第三刑事部 忌避申し立てを却下  
大阪府警、即時抗告を申し立て→高裁第

THE HISTORY OF THE CHINESE IN AMERICA

6 · 14

7-1 糟谷君虐殺彈劾・忌避申し立て糾弾兵庫

7・3 大阪弁護士会「当事者公開は当然」と付  
審判請求の整理手続二回ノ見解発表

7. 17 大阪高裁第四刑事部、即時抗告を棄却  
7. 24 大阪府警、特別抗告を申し立て→第一小

8  
1 「権力を告発する大集会」主催・告訴・法廷に係属

告発闘争連絡会  
（全港湾建設支部西成分）

事件) 後援・関西救援連絡センター

11  
12  
糟谷君追悼墓前祭

11  
16

彈デモ行動

北田さん事件の忌避申し立て特別報告も同日最高裁第三小法廷が棄却





戦デーに引き続き、大阪においていわば史上空前といえるものであり、学生らの集団と比較して、装備や機動力においては勿論、人員においても、圧倒的に強力な機動隊を中心にして布かれていた。

告発人の調査結果によれば午後六時三〇分以降、学生集団が扇町公園を出て、デモ行進に移ろうとして、これを実力で制圧規制しようとした機動隊に反発して衝突した直後における機動隊の実力制圧は警職法の制約を無視することはあるか、暴虐としかいよいものであり、その加害は当の学生集団はもとよりのこと、附近の学生、労働者、市民に対し無差別に加えられており、そのため告発人において集約した接見メモ等の資料によれば、糟谷君に対する致死傷のほか、逮捕者八三名のうち、一〇名が頭部打撲傷、頭蓋骨骨折の重傷者もいるのである。その他約七割の者が打撲傷、裂傷、前歯切損等の傷

害を負っている。さらに当夜機動隊の暴力によって負傷し診療を受けたものは十三病院だけで四五名にものぼり、うち数人は入院を要する重傷であった。しかも右診療を受けた負傷者の相当数はヘルメットの労働者・労生集団に続いて公園より道路上に出てきたノンヘルメットのデモ集団に附屬していたものであり、機動隊の暴力行使が文字通り抵抗集団の制圧の範囲を超えてデモ集団全体に無差別に加えられている事実を証明している。

(三) 当日の機動隊の暴力行使の特徴は、機動隊員が數人単位で、これまで以上に公然と警棒、大柄、小柄を用いて、男女を問わず、デモ隊員の頭部、腰部、脚部等を激打し、単に抵抗者の抵抗を抑止するだけにとどまらず、公衆の面前で裂創や骨折に至るリンチ暴行を公然と強行したという点であり、右暴行は逮捕の際のみならず連行の途上でも加えられているという点である。告発人らの調査結果によれば、扇町公園入

を暴露するものである。

本事件を告発するに当り、貴庁においては、当日の警察の過剰警備の実態ならびにその強度の違法性を看過することなく、本事件の真相を鋭く分明さるべきである。

### 三、逮捕時の情況とその後の経過

糟谷君は事件当夜午後六時三〇分頃、他のデモ隊に先んじて、西側を固めていた機動隊と東側から激しく衝突したことなく、本事件の真相を鋭く分明さるべきである。

糟谷君は事件当夜午後六時三〇分頃、糟谷君は事件当夜午後六時三〇分頃、他のデモ隊に先んじて、西側を固めていた機動隊と東側から激しく衝突した約三〇～五〇名の緑ヘルメット部隊の中に参加し、第一次衝突の際に機動隊隊列の側、告発事実記載の車道上で被告発人らによって逮捕されたものである。

警察側は、彼の逮捕は二度目の衝突の時であると言っているが、それは、

同君が「最初からノンヘルで右手に火炎瓶、左手に石塊をもって」云々とすると同じく、全くの虚偽であろう。それは「奪還グループ」の存在をひねり出すための前提としての虚言である。彼が逮捕されたのは、丁度右緑ヘル

メット部隊がもと来た東側へ引き潮のようにひき返した時であった。従って、府警が火炎瓶説、路面衝突説、鉄平板説でもって、糟谷君に死因傷害を与えた犯人だとデマチあげている「奪還グループ」の存在はとうてい有り得ないことだったのである。

被告発人らは、糟谷君に対して、瀕死の重傷を加えた上、更に不当にも、右の傷害により歩行不能の状態にある同君を、逮捕現場から曾根崎署まで約一キロの道のりを両腕を抱えて徒步により連行した上、診察治療を行うことなく、写真撮影、現行犯逮捕手続書作成等の手続を強行し、更に、三階道場の壇上に腰かけさせたまま、放置したのである。

更に又、被告発人らは、糟谷君が右の傷害により壇上で意識を失い、後方に転倒するに及んでもなお緊急措置をとることなく、極めて乱暴にうつ伏せの姿勢の同君の両腕をとらえて道場の口附近路上において糟谷君の例を除いても、あるいは大柄で倒れた学生の右側頭部を数回上から殴りつけるとか逮捕された女子学生を片手銃で路上を引きずりながら数人で取囲んで顔面、背

足等を強く蹴りするとか、逮捕された学生が自力で歩くことも立つたままいることもできない位非人道的な暴行を加えているのである。

(四) 糟谷君の被害は、前に述べた警察機動隊による常軌を逸した集団的暴行の最中にその一部として行なわれたものである。警察側の常套的な学生集団への責任転嫁の努力にも拘わらず、この日の暴行がほかなりぬ警察集団によってはとんど圧倒的に加えられたという事実は、デモ隊、市民側の無数の被害の存在、ならびに警察側の負傷者数が発表されされていないほど警察側の被害が軽微であったと推測されることによっても明らかである。これは、当日の集会に加えられた違法な検問体制と相まって警備警察による法侵害の本質

第一に、同病院には脳神経外科専門の施設がなく、彼の手術を執刀した亀井、松木両氏は、整形外科専門の医者である。

第三に、脳神経外科専門医である佐藤耕造医師の松木医師に対する診療協力申し出に対し、強固に取り継ぎをも

拒否しつづけたこと。以上の二点に要約される。

第一の点について述べると、絶対的手術適応といつて病状にある変化の起つたときに迅速に手術をしなければ死亡するに至る頭蓋内傷害、殊に硬膜外血腫の場合、病状觀察は欠かせないと医者の常識であることを考へると、

全く畠然とせざるを得ないのである。第一の点については、そのような病院に搬入した首根崎警察の責任、及び受け入れた同病院において、施設の整った近くの病院に速やかに転送すると、いう常識的措置をほどこさなかつた責任が追求されねばならない。

又、第三の点については、警察と結託し、弁護人はおろか専門医の接見要求、協力申し出に對してあくまで警察から預つてゐるから、という理由で不當にも拒否するなど、その退廃的姿勢と医者としての任務放棄が糾弾されねばならない。

我々は機動隊の犯責を飽くまで追及

するものであるが、右に述べた病院の不当な処置がなければ、あるいは糟谷君は助かっていたかも知れないといふ思慮にしばしばかられるのである。

要するに、彼は機動隊、警察、そしてそれと結託した病院、権力の非道な手中で死亡したのである。

#### 四、松木医師ならびに松倉教授の所見

糟谷君を診察し、開頭手術を行つた岡病院松木医師が、糟谷君の死亡当日記者発表したところによれば、(1)死因は急性硬膜外及び硬膜下血腫、脳挫傷、左側頭骨骨折であり、硬膜外血腫は四〇グラムプラスアルファであり、(2)頭皮の損害は幅一・二ないし一・三センチメートル、長さ四ないし五センチメートルの発赤膨脹せる二条の条痕が左側頭部に平行にあり、頭皮の裂傷、挫傷等ではなく、傷からみて棒状の鉄器で殴られたものと思つといふのである。

又、糟谷君の法医学解剖を行つた阪大医学部法医学教室の松倉教授の談話によれ

ば、直接の死因は脳機能障害、脳挫傷、頭脳脹であり、頭部打撲によるもので、頭がい骨冠状縫合部離開、ならびに左側頭部に直径一〇センチメートル位の円形の脳内出血がある。児器は硬い鉄器のよ

うなものと推定されるといふのである。いずれにせよ、糟谷君を診察しないし解剖した専門医である西医師の所見は本件の死因である脳挫傷等が鉄器のよくな物体の打撲によるものであることを断定しているのであって本件の児器が警棒であるとする告発人らの確信を裏付けるものである。

#### 五、死因、凶器、逮捕状況に關するわれわれの見解

糟谷君の死因が頭部打撲による傷害に結果するものであることは明確である。問題はこれがいかなる児器により、いかなる状況によってつくり出されたかである。結論的にいえば、本件児器は警察官の警棒であり、同君の逮捕時における機動隊員の暴行に起因するものであると断定せざるをえない。

#### 〔一〕 松木医師の診断所見ならびに松倉教授の解剖所見によれば、本件打撲が棒状の鉄器ないし硬い鉄器ようのものにより加えられたものであることは確實であり、児器の性質として、鉄器以外のものを考へることはできない。

すなわち本件傷害の特徴は、それが頭がい骨折に至る強力な打撲によるものである反面、打撲力が頭皮に対するいかなる裂創をも伴つていないところにある。

(三) 糟谷君が死亡するに至つた段階で事の重大性に驚いた警察は、まず府警本部鈴木貞敏警備部長の談話として「糟谷君が逃げ遅れたところを三警官がつかまえねじふせた。そのさい同君の頭付近で火炎瓶が爆発し、炎が頭髪とズボンに燃え移つたので三巡査がたたき消した。さらに学生数人が鉄棒で三巡査に殴りかかり同君を奪い返そつとしたため、赤松巡査が桶で他の二巡査が警棒を抜いて応戦、同君を組み伏せたままでわたりあつた」との事實関係

を前提として「傷は火炎瓶によるものか、奪還しようとしたとき鉄棒(鉄パイプ)が当つたのではないか」と述べたが、その後警察自身の捜査を進め

る間に当日の学生集団の遺留品中に鉄パイプが全く発見されなかつたことから、鉄棒(鉄パイプ)説を撤回し、現場より押収された鉄平板(厚さ六ミリ、幅三二ミリ、長さ一三〇ミリ)による可能性が強い旨を強調はじめた。

しかしながら前述のとおり現場で押収されたとされている鉄材(鉄平板)によつては、糟谷君の左側頭部の打撲傷ができないことは医学上、常識上明確である。

#### 四、告発人らの調査結果によれば、糟谷君が逮捕されたのは、同君が所属して

いたヘルメット集団が機動隊の実力行使を避けるために東方へ急速に退却してゆく際であり、当時道路上は機動隊により完全に制圧されている状態で、逮捕された糟谷君が暴行を受けた後引きたれて水道局前の南側歩道の機動隊隊列に引き入れられるまでヘルメ

ト君は助かっていたかも知れないといふ思慮にしばしばかられるのである。

要するに、彼は機動隊、警察、そしてそれと結託した病院、権力の非道な手中で死亡したのである。

ソト集団が同君を奪還に来た事実なく、

また奪還できる状況は全然存在しなか

つたのである。実際ヘルメット集団は

扇町公園入口の東側において、機動隊は

空間を隔てて西側の車道から歩道に待機していたのであり、糟谷君に対する逮捕行為は同君所属のヘルメット集団が組織的に退却してからは、同じヘルメット集団と機動隊間に次の衝突が起るまでの時間帯に完結しているのである。

警察発表を含むすべての資料によれば糟谷君は、被告発人三名に逮捕される際には、何一つ怪我のない状態で、デモ隊の一員として行動していたものである。換言すれば、糟谷君に対し死にいたる傷等が加えられたのは、同君の逮捕時ないしそれ以後しかありえないが、逮捕連行後に警察官により格別の重大な暴行を加えられた事実がない以上逮捕時において公然と逮捕のためには全く不必要な許し難い暴行傷害を加えたものと断定せざるをえないの

である。

## 六、本事件の罪情

告発人らは糟谷君に対する被告発人の

本件暴行虐行為を厳しく告発する。

被告発人による本件暴行虐行為は左側頭部の打撲傷が被告発人のうちの誰によつてなされたかについては告発人らとしてはこれを断定する資料をもつてはなされなかつては告発人らしかりにこれが被告発人のうちの一

名によつてなされたものとしても、逮捕時における被告発人らの共同行動の中で、被告発人らの共同意思にもとづいてなされたものであることは逮捕状況全体から強く推定しうるのであり、さらに当日に

おける大阪府警本部の統一した警備方針として、デモ制圧のためには手段を選ばず生命をも顧慮しないといふ彈圧方針の徹底によつて裏付けられるのである。当

日の集会場入口における警職法を完全に否定しきった検問所持品検査が始まり、冒頭に述べた多数の頭部裂創等の無差別

無制限的な制圧暴行を命じ且つこれを実

行させたものの責任こそもつとも計しがたい。

しかしわれわれはそのような違法な指

示に従い、國民の奉仕者である義務を完

全に忘れ去り、人民に対する眞の加害者として行動することに踏み切つた被告発

人ら個々の警察機動隊員の責任を断じて免罪しない。加害者はその責任を負へべきである。公務員である被告発人らは、本件告発にもとづき刑事訴追を受けるべきであり、且つ公務員としての最低の資格を失くものとして即時罷免されるべきである。

被告発人らはその職務執行にさいして、一個の人命を奪い去つたのである。警察

は糟谷君に対し死にいたるべき傷害を加えながら、同君を小一キロに及ぶ距離を両手綱のまま歩かせ、何一つ手当を加え

ることもなく曾根崎4号なる名稱の下に事務的に逮捕手続を進め、同君が昏倒するやこれを行岡病院に運び込んだが、そ

のさへにも同病院には宿直医しかおらず

## 資料

### 糟谷君事件に関する大阪地方検察庁の不起訴裁定書

#### 要旨

緊急の手当をなしつる状態にないことを知りながら漫然これを預けただけで、開頭手術が行われるまで実に九時間以上の時間同君を事實上全くの無手当のまま放置しているのは既に述べたとおりである。逮捕後におけるこの非人道的措置が糟谷君の死<sup>亡</sup>を決定させたことは一点の疑問の余地もなく、この点において眞の下手人であり、最大の責任者は、直接の加害者であり、且つ曾根崎署まで強制的に歩行連行した被告発人であることは否定できない。

われわれは被告発人が下級警察官であり、一個人の人間として、重い人権をもつ人々であることを知っている。しかし同

糟谷君の暴行凌虐の責任は厳しく追及されるべきであり、刑事訴追に当つてはいかなる政治的配慮も無用である。よつて告発する。

糟谷君の暴行凌虐の責任は厳しく追及されるべきであり、刑事訴追に当つてはいかなる政治的配慮も無用である。よつて告発する。

以下文は、一九七一年九月七日大阪地方検察庁のなした、糟谷君虐殺事件告発に対する不起訴処分の裁定書要旨です。尚、告発人に対する、一片の紙切れの不起訴処分の通知のみが郵送されてきただけであり、本文は、大阪地検が記者会見時に配布したものです。

昭和四四年十一月十三日、大阪市北区扇町公園において、総評大阪地評主催の佐藤首相訪米抗議全国統一行動集会・デモ行進が行なわたが、同日午後六時二十分ごろ同公園南側車道において、過激派学生ら多数が警備の機動隊員に対し、火炎瓶を投げ鉄棒をふるつて攻撃を加えるという事が発生した。その際、特別機動隊所属の

寝屋川警察署巡査、荒木幸男、同赤松昭雄および、同杉山時夫の三名は、同車道中央付近で火炎瓶等を投げた岡山大学学生、糟谷孝幸（当時二十一才）を、公務執行妨害等の現行犯として逮捕した。逮捕直後糟谷が左側頭部に受傷していることが判つたので、警察は、間もなく同人を同市内の岡病院に入院させ、開頭手術を行なわせるなどして適切な手当を加えたが、遂に、同人は、翌十四日午後九時ころ死亡した。

事件発生後約一ヶ月の同年十一月十四日以降数次にわたり、弁護士松本健男ら計九

十一名は、前記荒木巡査らが糟谷を逮捕した際、警護等により同人の頭部を殴打して死<sup>亡</sup>させたとし、同巡査ら三名を特別公務員暴行凌虐致死罪により当方に告発した。

当方では、右告発を受理して以来、被告発人および自衛者参考人等を取り調べ、また本件発生直後から大阪府警刑事部捜査課が捜査本部を設け、氏名不詳者に対する傷害致死事件として犯人の割出し等の捜査を行なつていたので、右捜査において警察の収集した証拠資料はもとより、本件発生

当時現場付近で逮捕された過激派学生ら多數に対する取調べ結果等をも仔細に検討するほか、告発人側から取調べ方申し出のあつた学生らの参考人に対する取調べを行なうなどできる限りの広範な捜査を遂げた上、全証拠につき慎重な検討を加えた結果、被告発人らが糟谷に対し暴行を加えたという告発事実を認めるに足りる証拠を発見し得ないとの結論に達した。そこで本日、被告発人らに対してはいずれも嫌疑不充分として不起訴処分に付した。

本件の証拠関係は次のとおりである。  
糟谷の死体を解剖した大阪大学医学部教授（当時）松倉豊治の糟谷の死因等についての鑑定書によれば、  
1. 死因は、左側頭、頭頂部を中心とする打撲傷による硬膜外血腫等に脳中権機能障害。  
2. 致命傷は、左頭頂前部の小挫傷およびこれに基づく左側頭骨、頭頂骨骨折等および同部位の出血。  
凶器の種類は、巾約三・五センチメートル

前後またはそれ以上の打撲面を有する比較的平坦な、ただしその辺縁が角棱をなしているようなんらかの硬い鉛体であり、その用法は、右鉛体が左側頭上部を中心として頭頂部、前頭部にかけ、いわゆる横ざまに打撲するように作用したとすれば、一つの鉛体の一回の作用により右の致命傷を生じる。

ところが、被告発人らが糟谷逮捕當時所持していた警棒や大柄等は、その形状等に従し、右松倉鑑定にいう凶器とはなり得ないことが明らかであり、他に、被告発人らが右のような致命傷を生ぜしめうる凶器を所持していなかったことも明らかである。他人現場写真等の客観的な資料を検討するも糟谷逮捕時に関するものはなく、多数の参考人の自目撃供述中にも被告発人らの暴行を見たという者は皆無である。加うるに被告発人らはいずれも学生に対する暴行を否定しているのであるから結局本件では被告発人らの糟谷に対する暴行を認めるに足りる。

証拠はなく、かえって糟谷逮捕時の状況お

よび前記松倉鑑人の鑑定結果に従すれば、糟谷は機動隊員に火炎瓶および石を投げつけて逃げる際、鐵板棒を振り回しながら後退中の学生集団中に飛び込んだため、あやまって右鐵板棒により頭部を殴打された疑いがある。

ひとびとに告げ、訴える。また一人の若くやわらかく雄々しい生命が、権力の直接の暴力によって奪い去られた。岡山大学法文学部二回生糟谷孝幸君は、十一月十三日大阪における佐藤訪米阻止行動に参加中、機動隊員によって虐殺された。虐殺されたと、私たちは痛恨と怒りをこめて告げ、訴える。

糟谷君は同日扇町公園から出発した示威行進が機動隊の規制を受けた際、頭部に警棒の強行をうけて逮捕され、頭がい骨折の重傷のまま取調べを受けていたが、その最中に意識を失い、そのままかえることなく翌十四日夜絶命したのである。しかも権力は、糟谷君の生命を奪つただけではなく、その死を汚し弄している。権力は糟谷君の頭部骨折の傷を学生同志の打撃によると強弁しようとして、彼の死を、彼が生命をかけた反戦の事業への新たな弾圧への口実にしようときえているのだ。

ひとびとに告げ、訴える。このよう彼の死は、いま帝国主義国家権力に抗して人間であろうとするすべてのもの極みの姿をみせている。私たちはこの糟谷君の死を悼むべきだうか。いや、私たちは悼むという言葉に、私たちの現在の痛恨と怒りとさらにひきつがれて死ぬことのない希望の一切の意味をこめてのみ「糟谷孝幸虐殺抗議人民葬」に結集されようすべてのひとびとに告げ、訴えるものである。

彼は、権、山崎、滝沢、津本らの死者たちとともに権力に殺され、しかももはや、死者より深く死んでいるものはないのだ。私たちは彼の死の重さを抱き、若くやわらかい生命のかけがいなさをいま知らざるを得ない故に、彼の闘いは私たちのなかによみがえり、深く広く勝利のときまで続けられるであろう。

記 この訴えは一九六九年十一月十四日、日比谷野外音楽堂でおこなわれた「糟谷孝幸虐殺抗議人民葬」への参加呼びかけるために、詩人の黒田喜夫が執筆したものである。

## 訴え

弾 効 200円

橋谷孝幸君虐殺事件告発を推進する会

大阪市北区浪花町 125

関西救援連絡センター内

電話 06-372-0779 振替 大阪 1064

東京連絡所

東京都港区新橋2-8-16 石田ビル4階14号

救援連絡センター内

電話 03-591-1301 振替 東京 105440